

17. 60 時間超で 50%割増（一定の規模以下は暫定的に適用外）

（Q17）1 か月の時間外労働が 60 時間を超えると、割増賃金率が 25%ではなく 50%になるとききました。わが社では 25%としたままですが、問題あるでしょうか。

（A17）1 か月の時間外労働が 60 時間を超える場合に割増賃金率が 50%となるのは、一定の規模を超える事業所にのみ適用されています。ただし、まもなくすると、全事業所に適用される可能性があります。いつ適用されても対応できるよう、長時間労働の削減に努める必要があります。

（解説）

割増賃金率は労働基準法により定められています。1 日 8 時間を超える時間外労働が 1 か月で 60 時間を超える場合、その超えた時間外労働について 1 時間当たり 50%を支払うことが義務付けられている介護事業所は、下記の条件のどちらかに該当する場合となります。

- ・資本金の額または出資の総額が 5,000 万円以下
- ・常時使用する労働者の数が 100 人以下（事業所単位ではなく、会社（法人）単位）

これらの条件、どちらにも該当しない場合は、時間外労働手当として 25%の割増賃金を支払うことで足ります。

一方、今、50%の割増賃金が適用されない一定規模以下の事業所であっても、今後、いつこの猶予期間が終了するか分かりません。全事業所に適用される前に、長時間労働を改善することが求められます。

（対応方法）

- ・割増賃金率が 50%の事業所の条件に該当しているかどうかを確認しましょう。
- ・割増賃金率が 50%の事業所の条件に該当していない場合であっても、いずれは全事業所に適用される割増賃金ですから、今から、労働時間の縮減に努めましょう。

→合わせてご覧ください

・「雇用管理改善のための業務推進マニュアル 11. 割増賃金・賞与・退職金は支払わないと違法？」